



2025 年 9 月 4 日

各 位

会社名 株式会社エス・サイエンス
(コード番号：5721、東証スタンダード)
代表者名 代表取締役社長 久永 賢剛
問合せ先 総務部長 甲佐 邦彦
(TEL. 03-3573-3721)

**第三者割当による第 8 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び
第 9 回新株予約権（行使価額修正選択権付き）の発行に係る
払込完了に関するお知らせ**

当社は、2025 年 8 月 18 日開催の取締役会において決議した、Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下「LCAO」といいます。）、MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC（以下「MAP246」といいます。）及びBEMAP Master Fund Ltd.（以下「BEMAP」といい、LCAO、MAP246 及びBEMAP とあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による行使価額修正条項付第 8 回新株予約権（以下「第 8 回新株予約権」といいます。）及び KAY LEO BROTHERS LIMITED（以下「KAYLEO 社」といいます。）、三崎優太氏（以下「三崎氏」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第 9 回新株予約権（以下「第 9 回新株予約権」といい、第 8 回新株予約権と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2025 年 9 月 4 日に第 8 回新株予約権の発行価額の総額（24,084,000 円）及び第 9 回新株予約権の発行価額の総額（16,758,000 円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025 年 8 月 18 日公表の「第三者割当による第 8 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 9 回新株予約権（行使価額修正選択権付き）の発行並びに買取契約（第 8 回新株予約権につきコミット条項付）の締結並びに第 1 回無担保普通社債（私募債）の同時発行に関するお知らせ」をご参照ください。

< 第 8 回新株予約権発行の概要 >

(1) 割当日	2025 年 9 月 4 日（木）
(2) 新株予約権の総数	334,500 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）
(3) 発行価額	総額 24,084,000 円（新株予約権 1 個当たり 72.0 円）
(4) 当該発行による	普通株式 33,450,000 株

潜在株式数	
(5) 調達資金の額	4,104,984,000 円 (注) (内訳) 新株予約権発行分 24,084,000 円 新株予約権行使分 4,080,900,000 円 なお、全ての本新株予約権が下限行使価額で行使されたと仮定した場合の資金調達の額は、2,298,684,000 円です。
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、122 円とします。第 8 回新株予約権の行使価額は、2025 年 9 月 16 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の属する週の前週の終値（同日に終値がない場合にはその直前の終値）の 90%に相当する金額の小数第 1 位未満の端数を切り上げた金額となる修正基準日価額が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます。この場合の下限行使価額は 68 円（発行決議日の直前取引日の東証終値の 50%）となります。 但し、いずれかの修正日の直前取引日に第 8 回新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。 下限行使価額は、当初 68 円としますが、第 8 回新株予約権の発行要項第 11 項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当による
(8) 割当予定先	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 234,150 個 MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC 33,450 個 BEMAP Master Fund Ltd. 66,900 個
(9) その他	① 当社は、LCA0、MAP246 及び BEMAP との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記「2. 募集の目的及び理由(1)資金調達方法の概要②行使コミット条項」に記載する行使コミット条項、LCA0、MAP246 及び BEMAP

	が第8回新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会の決議による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結します。 ② 第8回新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会の決議による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結いたします。
--	--

< 第9回新株予約権発行の概要 >

(1)	割当日	2025 年 9 月 4 日 (木)
(2)	新株予約権の総数	220,500 個 (新株予約権 1 個につき普通株式 100 株)
(3)	発行価額	総額 16,758,000 円 (新株予約権 1 個当たり 76.0 円)
(4)	当該発行による 潜在株式数	普通株式 22,050,000 株 下限行使価額は 68 円ですが、下限行使価額においても潜在株式は、22,050,000 株です。
(5)	調達資金の額	2,706,858,000 円 (注) (内訳) 新株予約権発行分 16,758,000 円 新株予約権行使分 2,690,100,000 円 全ての本新株予約権が下限行使価額で行使されたと仮定した場合の資金調達の額は、1,516,158,000 円です。
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 122 円 当社は割当日より 6 ヶ月経過後 (2026 年 3 月 4 日以降)、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の 2 取引日目 (又は当社と本新株予約権者が合意するそれより短い日) 以降、本新株予約権の発行要項 (以下、「本発行要項」といいます。) 第 11 項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 90% に相当する金額 (円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額) に修正されます。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止

	処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含む。）には、当該日は「取引日」にあたらないものとします。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、本発行要項第 16 項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいいます。 また、本新株予約権の行使価額は、本発行要項に従って調整されることがあります。なお、以下に該当する場合には、当社はかかる取締役会決議及び通知を行う事ができないものとします。 ①金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合 ②前回の行使価額修正通知を行ってから 12 ヶ月（1 年間）が経過していない場合				
(7) 募集又は割当方法	第三者割当による				
(8) 割当予定先	<table> <tr> <td>KAY LEO BROTHERS LIMITED</td><td>175,000 個</td></tr> <tr> <td>三崎優太</td><td>45,500 個</td></tr> </table>	KAY LEO BROTHERS LIMITED	175,000 個	三崎優太	45,500 個
KAY LEO BROTHERS LIMITED	175,000 個				
三崎優太	45,500 個				
(9) その他	① 取得条項 本新株予約権の割当日以降、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」といいます。）の 14 日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき発行価格と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる（本欄に基づく本新株予約権の取得を請求する権利を、「本取得請求権」といいます。）。 ② 第 9 回新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会の決議による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結します。 ② その他 前記各号においては、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とする。				

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以上